

令和 7 年

第 5 回仙北市議会定例会議案

仙 北 市

目 次

報告第	1 0	号	専決処分の報告について
報告第	1 1	号	専決処分の報告について
報告第	1 2	号	専決処分の報告について
報告第	1 3	号	専決処分の報告について
報告第	1 4	号	健全化判断比率の報告について
報告第	1 5	号	資金不足比率の報告について
議案第	8 1	号	令和 7 年度仙北市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第	8 2	号	工事請負変更契約の締結について
議案第	8 3	号	個別外部監査契約に基づく監査によることについて
議案第	8 4	号	仙北市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例制定について
議案第	8 5	号	仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	8 6	号	仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	8 7	号	仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	8 8	号	仙北市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について

目 次

議案第	89	号	仙北市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	90	号	仙北市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	91	号	令和7年度仙北市一般会計補正予算（第 6 ⁷ 号）
議案第	92	号	令和7年度仙北市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第	93	号	令和7年度仙北市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第	94	号	令和6年度仙北市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第	95	号	令和6年度仙北市集中管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	96	号	令和6年度仙北市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	97	号	令和6年度仙北市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	98	号	令和6年度仙北市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	99	号	令和6年度仙北市生保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	100	号	令和6年度仙北市田沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	101	号	令和6年度仙北市雲沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
議案第	102	号	令和6年度仙北市病院事業会計決算認定について

目 次

議案第 103 号 令和6年度仙北市温泉事業会計決算認定について

議案第 104 号 令和6年度仙北市水道事業会計決算認定について

議案第 105 号 令和6年度仙北市下水道事業会計決算認定について

議案第 106 号 仙北市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月3日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年2月10日（月） 午後1時50分頃

場 所 仙北市西木町上桧木内字大地田50番地 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金185,000円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月22日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年2月10日（月） 午後1時50分頃

場 所 仙北市西木町上桧木内字大地田50番地 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金197,226円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月22日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年2月10日（月）午後1時50分頃

場 所 仙北市西木町上桧木内字大地田50番地 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金221,074円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年7月8日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年6月9日（月）午前10時30分頃

場 所 仙北市田沢湖生保内字下高野74番地1地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金151,460円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

健全化判断比率の報告について

令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けてこれを報告する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

健全化判断比率 (単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.9	75.8
早期健全化基準	(13.10)	(18.10)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	

資金不足比率の報告について

令和6年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けてこれを報告する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
仙北市病院事業会計	35.1	(20.0)
仙北市温泉事業会計	—	(20.0)
仙北市水道事業会計	—	(20.0)
仙北市下水道事業会計	—	(20.0)

工事請負変更契約の締結について

旧市立角館総合病院解体工事請負変更契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 契約の目的 旧市立角館総合病院解体工事請負変更契約
2. 契約金額

既契約金額	735,396,200円
変更契約金額の減額	1,447,600円
変更後の契約金額	733,948,600円
3. 契約の方法 条件付一般競争入札
4. 契約の相手方 秋田県仙北市西木町西明寺字荒町東164番地7
小松・瀧神・万六特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小松建設
代表取締役 小 松 嘉 次

議案第 83 号

個別外部監査契約に基づく監査によることについて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第26条第1項の規定に基づく仙北市病院事業の事務の執行についての地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の監査に関し、個別外部監査契約に基づく監査によることについて、同法第252条の41第4項により準用する同法同条の39第4項の規定により、同法同条の41第3項による監査委員の意見を付けて議会の議決を求める。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 84 号

仙北市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する
条例制定について

仙北市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年仙北市条例第31号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市空家等の適正管理に関する条例

仙北市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年仙北市条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（空家等対策協議会）

第3条 仙北市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項並びに次条の規定によりその権限に属させられた事項を協議するため、仙北市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 委員は、市長及び法律、不動産、建築等に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見聴取）

第4条 市長は、法第22条第3項の規定による命令をしようとする場合又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

（緊急安全措置）

第5条 市長は、空家等について暴風、豪雪等により人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した状態にあると認め、緊急に危険

を回避しなければならない状態にあり、これを放置することが公益に反すると認めるときは、当該危険な状態を回避するための必要な最小限の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に通知するものとする。

3 前項の場合において、当該空家等の所有者等を確認することができないときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

（関係機関との連携）

第6条 市長は、空家等について犯罪又は火災が誘発されるおそれのある場合その他の緊急を要すると認める場合は、関係機関と協議し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 85 号

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年仙北市条例第33号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

仙北市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する
条例（平成17年仙北市条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表鳥獣被害対策実施隊員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会の委員	日額	5,000円
-------------	----	--------

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 86 号

仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例制定について

仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成
17年仙北市条例第26号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定するものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年仙北市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「第18条第1項」を「第18条第1項及び第19条の2第1項第3号」に改める。

第18条第1項中「者で」を「者（第19条の3第1項において「配偶者等」という。）で」に、「以下同じ。」を「以下この項及び次条第1項において同じ。」に、「（以下「指定期間」という。）」を「（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）」に改める。

第19条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、仙北市職員の育児休業等に関する条例（平成17年仙北市条例第28号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 仙北市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための

措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第21条第2項中「及び第9条」を「、第9条、第19条の2、第19条の3及び第19条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 87 号

仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

仙北市職員の育児休業等に関する条例（平成17年仙北市
条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す
るものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

仙北市職員の育児休業等に関する条例（平成17年仙北市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（次項及び第3項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第1項に規定する任命権者が定める」を「勤務時間条例第21条の規定により任命権者が定める」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（部分休業の請求を申し出る1年の期間）

第20条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限）

第20条の4 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（申出の内容を変更することができる特別の事情）

第20条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第22条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「休業」の次に「（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）」を加える。

第22条第1項を次のように改める。

法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用

については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 88 号

仙北市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定
について

仙北市水道事業給水条例（平成17年仙北市条例第182号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（仙北市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 仙北市水道事業給水条例（平成17年仙北市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではない。

（仙北市下水道条例の一部改正）

第2条 仙北市下水道条例（平成17年仙北市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（仙北市集落排水施設条例の一部改正）

第3条 仙北市集落排水施設条例（平成17年仙北市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（仙北市浄化槽整備事業に関する条例の一部改正）

第4条 仙北市浄化槽整備事業に関する条例（平成17年仙北市条例

第94号)の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(仙北市簡易排水施設条例の一部改正)

第5条 仙北市簡易排水施設条例(令和2年仙北市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

仙北市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例制定について

仙北市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例
(平成17年仙北市条例第181号)の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

仙北市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年仙北市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第4号中「一部」を「全部又は一部」に、「の期間」を「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 90 号

仙北市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例制定について

仙北市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
(平成17年仙北市条例第187号)の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例

仙北市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年仙北市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「一部」を「全部又は一部」に、「の期間」を「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 94 号

令和 6 年度仙北市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度仙北市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 95 号

令和 6 年度仙北市集中管理特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の
規定により、令和 6 年度仙北市集中管理特別会計歳入歳出決算
を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 96 号

令和 6 年度仙北市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の
規定により、令和 6 年度仙北市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 97 号

令和 6 年度仙北市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の
規定により、令和 6 年度仙北市後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 98 号

令和 6 年度仙北市介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の
規定により、令和 6 年度仙北市介護保険特別会計歳入歳出決算
を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 99 号

令和 6 年度仙北市生保内財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の
規定により、令和 6 年度仙北市生保内財産区特別会計歳入歳出
決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 100 号

令和6年度仙北市田沢財産区特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の
規定により、令和6年度仙北市田沢財産区特別会計歳入歳出決
算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 101 号

令和6年度仙北市雲沢財産区特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の
規定により、令和6年度仙北市雲沢財産区特別会計歳入歳出決
算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 102 号

令和6年度仙北市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度仙北市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 103 号

令和6年度仙北市温泉事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度仙北市温泉事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 104 号

令和 6 年度仙北市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度仙北市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 22 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 105 号

令和6年度仙北市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度仙北市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

議案第 106 号

仙北市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

次の者を仙北市教育委員会委員に任命したいので、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162
号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

任命すべき委員の住所、氏名、生年月日、任期

住 所

氏 名 阿 部 慶 太

生年月日

任 期 令和7年11月30日～令和11年11月29日

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

住	所	
氏	名	堀 井 英 和
生	年 月 日	
職	業	

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

住	所				
氏	名	高	階	栄	子
生	年	月	日		
職	業				

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年8月22日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

住	所				
氏	名	田	口	陽	三
生	年	月	日		
職	業				

